

平成十八年度農業総合研修会

日時…平成十八年十一月九日
場所…共済サロン「芙蓉の間」

地域農業研究所の所長を務めています太田原です。今日は農業総合研修会ということでご案内を差し上げましたところ、大変お忙しい時期にも関わらず多数の皆さんにご出席いただきまして、主催者として大変喜んでおります。御礼を申し上げたいと思います。この農業総合研修会は、毎年年度末に近い二月頃に行っているのですが、今年は大分時期を前倒しましたとして本日開催という運びになつたことは、皆さんもこの題名からおわかりのように、今年十勝の土幌農協に公取が独占禁止法違反の容疑で調査に入るという事件がありました。これは取りあえずのところ、独占禁止法違反ということではないが、その恐れがあるという警告という形になつております。その中で公取自身が、これは土幌農協だけのことではなく、農協の事業のあり方全体について、問題意識を持つていてるということを明確に言つておりました。そのことで、これまで我々が協同組

合的事業方式とはこういうものであるということを信じて頑張つてきたところが、根底から覆されるのではないかという不安を現場の皆さんからたくさん聞いております。しかもこのことが、その前の小泉内閣の時の規制緩和という名の下で様々なことが行われましたけれども、そういう中で農協の独占禁止法の適用除外にしているのはおかしいのではないかという強い声が出ていたということが報道されております。そういうこととの関連で見た場合、これは我々農業協同組合全体にとって見過ごすことのできないことだらうと考えております。当研究所としてもこの問題につきまして、少し法律的な問題も含めてきちんととした研究を進めようとしているところです。それには、先ずこの問題をもう少し広い視野から全国的に位置付けて勉強する必要があると。どうせするなら、このことについて心配しているたくさんの方がいらっしゃるわけですから、皆でそういう

話を聞いて勉強したらどうかということで、総合研修会をこのテーマで開こうということになったわけです。それが本日に至る経過です。「農業・農協をめぐる最近の情勢と独占禁止法適用問題」ということで、どなたにお願いするかということですが、これはもう梶井先生しかないというのが衆目の一一致するところです。

先生も、学長職とかのお忙しい仕事は一応終つたようですけれども、相変わらず全国を飛び回つていらつしやいまして、北海道にもつい最近いらつしやつていたようです。そういうお忙しい日程の中、無理を押してお願ひしましたところ快く引き受けいただきまして、むしろこの問題について北海道でそういう問題意識を持つて皆で勉強するということは大変大事なことだと。今北海道からものを言っていくことは非常に重要であると逆に激励をいただきまして、私たちも大変意を強くしているところです。今日は梶井先生からじつくりと最近の農政の動き、これも小泉内閣から安倍内閣へと進む中で農政がどう動くのかまだ読みきれないところがありまして、いろいろなところで戸惑いもあるわけですが、そういうことについてもどう見たらよいのかというサジエッショングを与えてくださると思っています。そういう広い視野でこの問題について今日は勉強したいと思つております。

梶井先生については今さら紹介するまでもないと思いますけれども、今日のパンフレットの月次の裏に講師プロフィールが書いて

ありますのでご覧ください。梶井先生は、先生のお若い頃から農業経済学会の理論的リーダーであり、農業政策についての全国的なオピニオンリーダーでした。私たちにとっては憧れであり続けた先生です。農協についても、特に力を入れて様々な指導的発言をしてこられたということも皆さんご存知だと思います。現職の大学教授を退官されたのはもう大分前の一九九〇年ですが、その後も日本学術會議会員、あるいは東京農工大学の学長を務められるなど、大変お忙しいお仕事に携わつてこられています。現在も農協問題研究会という研究会を立ち上げられまして、今日の非常に難しいところにある農協をどういうふうにリードすべきかというようなところで、活発に研究を進めておられるということで、今日は私たちが一番聞きたいところをお話していただけるのではないかと思います。皆さんもこのことに関する様々な問題を抱えて出席していらつしやる方が多いと思いますので、私たちとしてもできるだけ後の討論の時間を保証したいと思つております。どうぞ講演の後も忌憚なく質疑応答という形で議論に参加していただきたいと思いますし、その後は懇親会もありますので先生を囲んでいろいろとお話を続けたいと思つております。長くなりましたが、以上私たちがこの研修会に込めている思いのようなものを申し上げましてご挨拶に代えたいと

講演

「農業・農協をめぐる最近の情勢と 独占禁止法適用問題」

東京農工大学 名誉教授 梶井 功

梶井と申します。今、太田原さんから大変過分なご紹介をいただきまして恐縮しております。私も新聞でこの土幌農協への公取の立ち入りを見まして、非常にびっくりしました。私は法律の専門家ではありませんが、ましてや独禁法のほうは全然素人ですけれども、この数年、農協の問題に首を突っ込んで勉強しており、農協と独禁法という関連も多少考えていました。報道を見て今度のようことでどうして引っかかるのかという疑問が先ず第一感としてあつたわけです。

ここに独禁法の条文を資料として出しておきました。皆さんには独

禁法の条文はよくご存知だと思いますけれども、第一条にありますように独禁法というのは私的独占を排除するということが目的なんですね。「不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」。こういう法の主

梶井 功(かじい いそし) 氏



1926年 新潟県生まれ
 1950年 東京大学農学部農業経済学科卒業
 1971年 東京農工大学農学部教授
 1988年 同農学部長
 1990年 東京農業大学農学部教授
 1995年 東京農工大学学長
 2000年 退任

【主な著書】

『WTO時代の食料・農業問題』(2003年家の光協会)

『日本農業－分析と提言－』(2003年筑波書房)ほか多数

旨から言いますと農協活動は独禁法の主旨にそう活動のはずですよ。、農協というのはまさに公正且つ自由な競争の実現を目的にしている、経済的弱者が一緒になつて経済的な強者に立ち向かうことによつて、自分たちの不利な立場を防衛しようという組織だと思います。協同組合の運動というのは、資本の非常に強い力の支配している中で、資本に公正且つ自由な競争をさせる、そのための武器として我々は、例えば販売事業であれば共同販売という事業の仕組み、また購買者の力を結集して不当な高値と対抗する意味で、購買事業を協同運動で仕組む、そういう中で公正且つ自由な競争を、協同組合の組織というのは促進するためのものである。資本主義社会の中ではこういう形で経済的弱者は一緒にならないと公正自由に競争できません、そのための組織としてあるのだと思うんですね。

資本の力が強大になつて今日の条件下では、国民経済の民主的で健全な発達を図る運動の中心になつてるのは、私は協同組合運動だと思います。農業協同組合あるいは生活協同組合を含めてです。そういう点で言いますと、独禁法が本当に国民経済の民主的で且つ健全な発達を実現しようとしているのだとするなら、経済的弱者が、そのために頑張っている組織が協同組合組織であることをすれば、独禁法というのは協同組合活動を助長するよう運用してもらわなければいけない法律のはずだと思うんですね。独禁法を特に協同組合活動などに対して運用するという場合はその精神で当つ

てもらわなければいけない。本来そういう性格を持つた法律だと思います。

ところが、この土幌のことに関して研究所のほうから送つていた
だいた資料を見ましたら、土幌のことと公取が記者会見した時に、
規制改革会議なり農水省の農協のあり方に関する研究会などが協同
組合を問題にしている中で、独禁法適用除外も検討しなければいけ
ないのでないかといつてはいるという説明文書を、記者諸君に配つ
たそうですね。私はそれを見て、これは何だと思った。公取という
のは本来農協活動を認めたがらない立場に立つのではなくて、独禁
法に違反するようなことがあつたらそれはもちろん問題ですけれど
も、むしろ協同組合活動を助長する立場から公正な取引のあり方に
ついて指導する機関だとばかり思つていたら、どうも今のやり方は
農協潰しというか、農協に対する否定的批判の一環としてやつてい
ることを窺わせるようなやり方なんですね。今、農協が規制改革会
議などから批判されているということを、自分たちの立ち入りの説
明のための記者会見の時にわざわざいうこと自体、私は非常に問題
だなという感じがしております。

そういう観点から、いつたい今の農協のどういう点が問題になる
んだろうかということをかいづまんでお話しして、尚かつ今の全体
的な動きの中でこれをどう位置づけるのかということで考えている
ことをお話ししたいと思います。

一・独禁法と農協

独禁法と協同組合、それ自身の関連ということについては、最初
に申し上げましたように本来協同組合なんかの活動は独禁法と対峙
するものではなくて、独禁法が狙つていているところをむしろ実現する
ために現実に社会の中で頑張つてはいる組織が協同組合だという観点
で見るべきだと思うんです。しかし、だんだんそういう空気がなく
なつてきてはいるということが先ず第一に問題だと思います。

独禁法自体の中で協同組合というのは独禁法の適用除外にしてい
るんですね。独禁法第二十二条に適用除外の条件が書いてあります。
①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。②任意
に設立され、かつ、組合員が任意に加入する。加入・脱退の自由を
持つてはいる組織だと。それから、③組合員が平等な議決権を持つ。
そして④組合員に対して利益配当を行う場合には、その限度が法令
又は定款に定められている。これはすべて農協に今びつたり合つて
いますよね。農協法自体の中でも、第九条で組合は独禁法適用除外
というか、農協という名前が付いている限りにおいては、独禁法第
二十二条で言つてはいるうちの第一号及び第三号は文句なしにクリア
している組織であると明記している。ですから適用除外という形に
なるんだということです。

その点で言いますと、第一号と第四号について農協法は全然触れてないんですけども、これは農協法の中にはすでに書いてありますよね。加入・脱退の自由であるとか、あるいは組合員に対して利益配分を行う時は云々というふうなことについては農協法に書かっています。農協法の第二十条は加入の自由を、第二一条は脱退の自由を言っている。第四号のほうに関しては、これは皆さんのほうがあるかにお詳しいでしようが、農協法の第五二条で利益配分などについてはきちんと法的に規定されています。そういう組織ですから、農協はこの二二条に掲げている事項を全部備えていると言つてよいわけですね。農業協同組合法に基づいてつくっている農協の場合はそういうことはありませんが、組合という形で作つてある中で、加入・脱退の自由というものが必ずしも保障されていない、そういう組合もままあるわけですけれども、そういうものには農協は該当しないということになりますから、第二十二条の適格団体と言いますか、適用を受ける団体ということになっているわけです。問題は第二二条のただし書きです。「ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない」がついています。農協がこのような要件を備えている組織であるから適用は除外するけれども、しかし「不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することによつ

て不当に対価を引き上げる」、そういうことをやつてている場合はダメだよという形の限定が付いているわけです。ですから、独禁法で農協が問題になるのは、このただし書きに引っかかる場合に問題になるということなんですね。

今までずいぶんこの独禁法に問われた農協というのがあります。資料の次のページのところに一覧表で出しておきました。第三条が事業者として私的独占等を問われる場合、第八条は事業者団体として法違反に問われる場合ですし、不公正な取引が第十九条になるわけですが、農業協同組合それ自体は事業者団体であると同時に事業者でもあるんですね。二つの側面を持つておりますので、独禁法で問題になる時に事業者団体として問われることなのか、事業者として問われる事となのかということを区別して考えておく必要があります。

ここに第八条という形で団体で真っ先に出てきておりますのは、これは割に古いものなんですが、一九六三年のホクレン及び広島・山口・香川・愛媛各経済連が該当しています。これは後でふれるとしまして、農協の独禁法違反一号は北海道の方はご存知なかも知れませんが、一九五四年に雪印乳業と北海道バターが農林金と北海道信用農協連合会の了解を得て、農林中金の資金約一〇億円で三カ年間に乳牛約一万頭を両会社の集乳地区に導入することにした。この際農林中金と北信連が各農協に乳牛導入資金を供給する

際に、この雪印乳業と北海道バターに生乳を供給することを条件として、両会社の保証を受けた農協組合員のみに融資して、他の乳業社と取り引きする農協組合員の申請は取り上げないということをやつたというケースです。他の乳業社に出荷する者には、融資の保証を認めない。

他の乳業社の集乳圏と隣接・交錯する地区では、両会社と取り引きする農協と組合員にあつく融資をして、競争条件を付与するということをやつたのが一番最初に出てきている一九五四年の審決になつたものです。ここで雪印と北海道バターが、自分の所に集乳を独占するという形で他の乳業社の事業活動を抑圧するようになります。このために他の乳業社が集乳の確保に多大な不利益を蒙つたとすることで、これは法令の適用としては雪印乳業と北海道バターは第三条違反、私的独占の禁止という条項にあたるということです。

あととの農林中金と北信連のほうは、これも二つの会社だけに出荷することをやらせたということで、融資にあたつての拘束条件をつけたことになる。融資に縛りをかけているということで、第十九条違反になっています。ですから最初のものは雪印乳業と北海道バターが第三条の独占禁止に問われている。あととの農中金と北信連は、融資にあたつて不当な拘束条件をつけたということで、第十九条の違反に問われたというケースです。

第八条でもう一つありますのは、これは警告ですけれども、香川県三木町の農協で一九九一年に第八条に問われています。事業者団体として問われたのは、苅部会なんですね。独禁法の対象になるのは事業者と事業者団体になるわけですが、農協の部会についても、部会が独自の加入・脱退の条件を持つている、あるいは部会の役員の決定なりについて、農協それ自身が関与しないで決めている、部会としての会計・経理なども独立してやつているという場合には、農協の部会であつても独立の事業者団体として取り扱われるがあるというケースです。今までの独禁法違反の中でも、そういう形で

第八条に問われた真っ先に出てくるのが一九六三年にありますけれども、これは非常に珍しいケースですね。一九六三年の二番目の、ホクレンなどが絡んでいますし、各地の経済連なんかももずいぶんやられたケースですが、これは除虫菊問題なんですね。除虫菊の需要者団体と除虫菊の原料の生産者団体で、経済連が全部生産者団体のほうになつて、ホクレンもかんでいる。除虫菊の原料を需要者団体に入れる時に、経済連が除虫菊の生産者団体をつくつていたわけですけれども、他の集荷業者との取り引きをやる場合には、出荷を時期外れにしろというようなことを需要者団体のほうと契約する。他の集荷業者から買う時には、経済連から買う値段よりも安くするということを両者で提携しました。事業者団体としてある意味で言えば集荷などの不正な契約をしたということで、両方とも第八条に問われた事件です。

各農協の生産部会が独禁法違反に問われたケースというのは、この香川県の三木町の苺部会の例だけです。生産部会としてはどこでもやつていることでしょうけれども、こここの苺部会の会員は三木町農協から生産資材は全部購入すると。それから出荷も三木町農協を通じて出荷する、それに違反した場合には除名処分にするという規則を持つていた苺部会なんですね。これは苺部会としてちょっとといき過ぎがあるということで、特に三木町農協から生産資材を買うことを義務付けてそれに違反したら除名するよという形でやつているのは、独禁法の第八条違反だと。つまり苺部会それ自身が事業者団体というものとして認定され、その事業者団体の行為としては適正ではないという形でやられたというケースです。という形でこういうものが出てきています。

ここにリストアップした例は、今までに独禁法違反に問われた事例です。部会として問われたというのは、苺部会がありますけれども、珍しい。あとは全部連合会なり単協です。だいたい問われているケースとしては拘束条件付き、融資の時に農協に出荷することを条件づけるとか資材を農協から買うことを条件づけるとかというような、この融資を受けるんだつたらこれだけの条件を守りなさいという条件をつける。これが拘束条件づき取引きということにされるのですが割にこれが多いでよね。

一九五四年の雪印乳業及び北信連、農中金、これは第三条と第十

九条違反ということですけれども、雪印と北海道バターは第三条の独占の禁止ということですが、北信連と農中金は、融資にあたって拘束的な条件を付けたことで第十九条違反を問われている。融資をするのに、雪印乳業及び北海道バターだけに出荷しなさいという条件を付けるのが、拘束条件付きということになるわけですね。

その次の浜中村農協の事件も、北海道バターとの優先的な契約がいけないということで問われたものです。事業者団体として、差別的な取り扱いをしたということがここで問われております。つまり農協の中で北海道バター以外の明治乳業に出荷したいという組合員に、出荷するのは自由だけれども出荷するんだつたら融資はしないよとか、債権回収を早めるとかといったことをすると組合として決定したんですね。明治乳業のほうが乳価が高いのでそっちのほうに出したいんだけれどもというのに対し、出すようなことにしたらこういうことをするときめたのは組合員に対する差別的な扱いであるということで独禁法違反に問われたのが浜中村のケースです。

その次の全販連の場合には、よくあつた例ですけれども麻袋取引に関して麻袋の業者に対して、その麻袋は全販連以外には売るなど。売る時には値段を何とかしろという形で、麻袋取引に関して条件をつけた。これが全販連以外との取り引きを排除することになる排他条件付き取引と認定されたというケースですね。

それから一九六三年のものは第八条違反で除虫菊の取り引きの問

題に関連してのことと、事業者団体の行為として相応しくないということで問われました。

その次の那須町農協の場合には、機械融資に関連して融資を受けたんだつたら農協から買いなさいという形で、他との取り引きを排除するという形の排他条件付き取引ということで、独禁法違反に問われたということです。

その次の斐川町、そしてホクレンが二件ありますが、これも似たような排他条件付き取引として勧告にあつたものです。鶴岡市農協もそうですし川西町農協もそうです。大分県酪の場合も、大分県酪が県内の乳業者に対して県内の乳業者は県酪から生乳を引取つてゐる業者が多いんですけども、県外の生乳を処理する乳業者から製造委託受けている県内乳業者に対してそういうのを止めさせるとか、県外で生産された乳製品を扱わせないようになしたというものです。これも第十九条の排他条件付き取引の違反だということで問題にされたということです。

それから一九九〇年の全農の件はダンボール箱の取引きに関連してやられたもので、これはダンボール箱を製造している四つの会社の外に新興会社が出てきた。それに対してそこへの原料供給を止めさせてダンボール箱製造の新規参入を抑えたというものです。そのやりかたは第十九条の中でも優越的地位の乱用が適用されています。全農がダンボール箱の取り引きに関しては圧倒的なシェアを持つて

いる、その優越的な地位を乱用して新規業者の参入を排除することをやつたということです。

一九九一年の三木町の話はさつき言いました。その次の山口県経済連のはちょっと面白いケースで、経済連が系統利用率を高めるために、九〇%以上経済連を利用する農協に対しては、奨励金を手厚く積むということをやつたんですね。それがやはり排他条件付き取引だということで、勧告になつたというのが山口経済連の事件です。というようなことで、だいたいここに挙がつているものは排他条件付き、あるいは拘束条件付き取引という形で第十九条違反に問われるというのが大部分です。

二〇〇〇年の全農の警告というのは、全農ということになつていますけれども宮城県本部がやつたものなんですね。宮城県本部が一部の農業について総販売原価を下まわる安い価格で、特定の業者と競争するために売つたということがあつたんです。それが不当廉売であるということで第十九条違反に問われたというケースです。

一一・専属利用契約の活用

あと二〇〇五年以後のは最近のもので、ついこの前公取が立ち入りした時に、こういうケースで今まで警告しているよというのを公取がその時に発表しました。その資料を研究所のほうからいただい

て、こういうのがあったのかと初めて知りました。京都と士幌のケースは拘束条件付き取引ですが、一〇〇五年の熊本の八代地区のは、排他条件付き取引のケースです。複合経営促進施設のリースに関連してです。複合経営の目的に使っているハウスを農協からリースを受けた。そのリースを受けた人たちは農薬その他の生産資材の購入・出荷・販売というものを、全部JA八代を通じてやれという条件付きでリースをしたと。これが排他条件付き取引ということで警告を受けたという形のものです。

それから士幌農協です。あと京都農協ですが、京都の場合にはカントリー及びライスセンター利用。これは農協から資材を購入した人だけに利用させる。購入しない場合には断ることもあると、カントリーの使用の広告の中に書いてあるんです。これが拘束条件付き取引だという形で指摘されています。先ほどの宮城県本部がやつた不当廉売を除きますと、ほとんどが拘束条件付き取引か排他条件付き取引かという二つのケースで、今までには独禁法に問われるケースがずつと出てきているということになつております。

こういうような事業をやる時に、農協の場合には農協法の第十九条をもう少し活用しておいたらこういうことにはならなかつたのではなかろうかという気がするんですね。「組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができ



る」。これが農協法の第十九条ですが、先ほどの京都のカントリーの例などはまさにそうでして、専属利用契約、一年を超えない範囲ですけれどもそれをやつていて、これを強制しなければよいわけですね。利用する方は専属利用契約を結んでくださいよと。これは契約しないからといつてどうということできませんけれども、カントリーナラカントリーというもの一定の稼働率を組合としては確保する必要がある。やはり業務計画を立てなければいけない。計画を立てる時にどれだけお客さんがあるかなということは、やはり事業量として把握しておく必要があるわけですね。そういう意味で専属利用契約を結ぶということを農協法では第十九条で認めているわけですから、そういう中で利用の安定性というものを確保していくという措置を取るべきだと思うんですね。

この専属利用契約はあまり活用されていないようですけれども、私はもつとこれを活用したほうがよいのではないかと思います。特にその契約の中で、こういうふうな契約をしたら拘束条件付きになるよとか、独禁法に引っかかる可能性があるよとというようなことをもしあるとすれば、その契約をするかどうかは組合員の任意でやるわけですけれども、この専属利用契約のなかみに不当な、あまり良くない条項があるというような場合には、行政庁が是正を命ずるということになつてているんですね。農協法の第九七条に、行政庁は専属利用契約の内容が公益に反すると認める時は、当該契約を取

り消すことができるというのがあります。専属利用契約をやつて、これが行政庁の判断で公益に違反する可能性があるということであれば、当然これは独禁法に引っかかりますから、それは行政庁のほうがチエツクするいわば責任があるわけですね。そういう意味で、専属利用契約をつくるという時は、私は行政庁のほうとその点は相談しておやりになつたほうがいいと思います。その上で、もつとこれを活用したほうがよいのではないかと思うんですね。妙な形で公取に色眼鏡で見されることを避ける意味では、もつと活用したほうが良いと思います。

ただし、専属利用契約を進めるに当たつては大事な前提条件があることを申しあげておきたい。今、農協法の専属利用契約というのはここに引用してありますように、一年を超えない期間を限り、前項の契約の締結は組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が施設を利用することを拒んではならないという限定付きでやつています。

古い方だつたら、昔の産業組合の時の専属利用契約をまだご記憶の方があるかもしれません。産業組合時代の専属利用契約といったら、こんな牛易しいものではなかつたですね。そもそも産業組合に入つたという自体、組合の事業を利用するものが当然の義務であるというものが大前提になつて利用契約を結ばれておりました。

参考までに、無限責任豊原信用販売購買利用組合定款というの

があります。これは戦前の産業組合時代の模範定款ですけれども、第八四条に組合員が「左の事由の一にあたる時は、組合の決議によつてこれを除名する」というのがあります。その除名事項は、い分たくさんあるんですけれども、今でも模範定款の中にある出資の払込みをしなかつたとかという時には、総会にかけて除名するよとあります。もちろんそれも載っていますが、その外に「第四八条及び第六〇条の規定に違反して物を販売しまたは購買する時」というのがありますとして、産業組合時代はそれが除名の理由になつていました。第四八条というのは、組合において取り扱うものを他に売却した場合、つまり組合が販売行為でやつているものを、抜け駆けで他に自分が勝手に売つたというような場合には除名するという既定です。それから第六〇条は、「組合で取り扱うものを組合外より購買する」場合です。購買事業で組合が扱っている物を組合以外から買つたというケースは、昔の産業組合時代は模範定款の中では除名に値する行為であると書かれています。

そんな専属利用契約を、今はとても独禁法十九条の主旨からいつて結べませんけれども、それに替るものとして、今日は専属利用契

約を進めるに当たつては、組合事業への参加ということがどういう意味を持つのかということについての組合員の教育を充分にやる必要があるのではないかというふうに思います。組合の事業に関する組合員への教育というのは、これは今のI C A の国際協同組合の原則の中でも第五原則の中に組合員教育という問題が入つています。日本の農協法も一番最初にできた時には、第十条の第十号に、當農指導及び組合の事業に関する組合員への教育というものが入つていました。組合事業に関する組合員への教育というのが農協事業の非常に重要な中身として、かつては農協法の中にあつたんです。組合員に対する組合の事業に関する教育、協同する意味、組合の事業というのは組合員の皆さんにとってどういう意味を持つているのかということの教育です。これをやらなければいけないということだつたのですが、一九五四年の第四次改正でなくなりました。しかしそれでも二〇〇一年改正までは、當農指導を書いているところにまだ組合員に対する経営及び技術に関する教育といいかたで教育という言葉が入つていたんですね。ところが今回二〇〇一年の改正で、當農指導が第十条の第一号に据えられた。ずい分格上げされたような気がしますけれども、それは當農指導であつて農協法からついに教育という言葉が消えてしましました。私はこれは非常に問題だと思うんですね。

あえてここに私は、一九七六年の全中教育審議会答申を資料として掲げておきました。農協教育の基本課題というものを、系統組織をあげて此の際もう一遍もつとよく考えてみる必要があるのでないかと思うからです。確か一昨年、全中の教育審議会は今の教育方針を書きました。あの教育方針の中に組合員の教育という言葉が一

つも出てきませんね。職員の人事評価の問題と教育の問題とをくつづけているんですね。そういう形の教育方針になつていきました。これは協同組合が取り組むべき教育事業と大分違うのではないか。いわゆる職員研修と組合における教育事業というものを混同してしまつてゐるのではないかというのが、私が全中の方針を見た時の率直な印象だつたんです。それでここでもう一辺元に返つて農協教育というのはいつたい何をやるんだということを考えいただきたいと思いまして、この一九七六年の教育審議会答申をここに長々と引用しておきました。文章もなかなか良い文章ですよ。

「つとに協同組合運動は教育運動といわれ、また教育なくして運動なしといわれてきた。協同組合運動の規範として国際的に定められている協同組合原理においても、協同組合教育の促進は常に変ることなく、掲げられている。このように協同組合運動において、教育が重視されるのは、協同組合は組合員の自由と民主制の原則に立つた組織であることにもとづいている。

協同組合は組合員が相互扶助の精神のもとに自ら主体的に協同活動に参画し、民主的に運営されるのでなければ、その発展を期すことはできない。

協同組合運動における教育は、まさにこの組合員の協同への意思と行動力を養うものであり、この意味で運動の基本をなし、運動の方と深く結びつくものである。

組合員に求められるものは相互扶助の精神のもと、組合に集結し、組合員としての責任を引受ける自發性である。もし組合員にその意思がなければ組合は衰退することは明らかである。」

私はこの文章は今こそ非常に大事になつてゐる文章ではなかろうかと思つてゐるんです。こういう教育が前提になつて専属利用契約というものが結ばれているということになれば、まさに自發性に基づいた組合事業の利用が行われるという形になるわけですね。

そこで組合員の皆さん方が、例えば先ほど香川県の苺部会の例を挙げましたが、部会の中でみんなで自分たちの苺はこういう品質を維持しよう、そのためには肥料なり農薬なりはこういう資材を使つて質を統一してやつていこうではないかということを協定する。これは組合員の自由意志でやるわけですからよいわけですね。組合が強制して苺部会に生産資材を買わせるという話ではなくて、組合員の皆さんが自由な意思を結集してやるということであれば、これはまさに組合運動そのものです。それを公取などがこれは拘束条件付き取引になるとか、あるいは事業者団体として事業者、事業者というのは個々の農家ですから、個々の農家の事業活動を束縛しているといふことで難癖つけられるはずはないんですね。自分たちの自發性に基づいてこれをやつてゐるということが歴然としているということであれば、公取が介入する理由はないのです。ぜひこの専属利用契約の問題とこの組合員教育の問題を考えていきたい。組合員教

育が前提になつて専属利用契約がものを言うという形にもつていけば、私は公取などの難癖については十分対抗できるのではないかと思つております。

私が頂きました資料の中で、「俺たちは何も組合から拘束されているというふうなことは全然ない」ということを組合員の方がおつしやつてゐるというのが、十勝毎日新聞に出でおりました。それを見てホツとしたんですけれども、ぜひそういう形のこの専属利用契約をもつと活用していく。それについては組合活動に参加するはこういう意味でなんだということを、一人ひとりの組合員が自身の信念として持てるというふうにするぐらいでなければだめだと思ひます。その点が日本の協同組合組織、農協だけではありますけれども、ちょっと弱いのではなかろうかと思います。

変な話ですけれども、私が三十年ぐらい前にドイツのボン大学に行つた時に、ボン大学の先生が案内してくれまして、夜一杯飲むかという話になり大学の正門前にある酒屋さんに寄つて、ワインを選ぶことになりました。向うの酒屋さんは酒を並べているわけではありませんよね。ワインのリストを見せるので、これどうなんだとリストを見て地下室のほうからワインを持つて来てくれて、ああこれがという具合ですね。しかし、その先生、リストを見て、わざわざ地下室から持つて来させておいて買わないんですね。買わないで出て行くので、「飲むの? どうするの?」と言つたら「私は



生協組合員だから私の店で買います」と言うんです。「あれと同じワインは俺のところの生協に確かあつた筈だから」と、それから一〇分ぐらい車を走らせて、自分が組合員のその生協へ行つて買つたんです。その晩はそのワインをご馳走になりました。

やはり、俺は組合員だから組合にあるやつは利用するのが当然なんだという認識があれば、そういうふうに行動するはずなんですね。組合員の常識というものを育てる、そのための教育を同時に私は皆さんにお願いしたいと思います。その裏づけがあつて専属利用契約というものをおいて活用していく。これがどうしても必要になつているのではなかろうかと思います。そういうものがないと、規制改革民間開放推進会議なんかが先頭になつて出てきている今の農協批判に、対抗できなくなつてしまふのではないかと思つております。

三・現代農協批判の本質

これはもう亡くなりました三輪君が、「今の市場主義は一口で言えば強きを助けて弱きをくじくだ。これが今の経済政策の中心になつてゐる。これとどう戦うか、これが問題なんだ」ということをよつちゅう言つておりました。明らかに今の農協批判は、グローバリズムが支配している市場主義に基づいてやられているわけですよね。このところの公取の出方というのは、公取もだんだんそ

なつてきつつあるのかなという感じがしてしようがない面があるんですね。例えば、つい二日ぐらい前ですか、ソフトバンクが携帯の利用料金をゼロにするというのをやつていましたが、さすがにあれは誇大広告だという批判が業者同士の間から出ているわけです。誇大広告による市場独占を計つていくというのは、独禁法の不正行為の中の最たるものですね。誇大広告によつて売り捌くというのは、別途不当景品何とかつていろいろくつついて、もう一つ景品表示法がありますけれども、もちろん誇大広告によつて市場シェアを確保していくというやり方というのは独禁法違反なんですね。僕は、公取なんかがソフトバンクにいつ注文をつけるか思つて見てるんですけど、おそらくつけないのではなかろうかという気がしています。そういう中で、独占の強きを助けて弱きをくじくという政策に対抗する組織として動いている協同組合などの、手足を縛るような動きにきてるというのは非常に問題だと思うわけです。

私は、現代農協批判の本質ということで若干の文章を書いてきました。特に私どもが気をつけなければいけないのは、財界それ自体がずい分変質したということです。それを先ず念頭に置いて考えたほうがよいのではないかと思います。私の先輩に小島正興さんという方がいらっしゃいますが、丸紅の常務をやって、経団連などでもずい分活躍された方ですけれども、その小島正興さんから僕はよつちゅう言わされておりました。戦中・戦後のあの食糧難の時期

というものを経験しなくなつた財界人というのが、財界の主流になつた時には、農業に対する風当たりというのは今までのものとは全然違うよと。小島正興さんは僕より三年ぐらい先輩ですけれども、それくらいの年配の方が財界の主流になつていていたような時には、日本の農業を何とか守つていかないといざという時には困るというのが、戦時中から戦後にかけてのあの経験の中でまだ体質としてみついていた。それがだんだんなくなつて、それを持たないような人が財界の中心に座つてくるということになると、農業問題を単なる経済問題としてしか見ないようになつてくる。そういうことが非常に問題なんだと。それを気を付けておけということを、私は小島正興さんから言われたんですけども、昨今の経団連などの農政提言を見ますと、まさにそういう感じになつてきたかなという印象を大変強く感じています。

特に九〇年代の半ば以降の経団連を中心にしての財界の農政提言といふものは、本当に国際競争の中で耐え抜ける農業ならいい。そうでなかつたらいくらでも外に食料はある。輸入に任せていいんだ。日本農業はそれほど維持する必要というのはどこにもないんだという考えが基調になつています。かつて日本もシンガポール型国家であればいいということを言つた財界人もいましたけれども、その頃はまだ土光さんらが健在だったのですから、流石にシンガポール型国家というものを経団連は主張しませんでしたけれども、昨今の

空気を見ていますとそういう主張をしかねません。一番端的に出てきておりますのは、農協に対する批判が大変強くなりましたし、特に独禁法適用除外にしてあること自体が非常に問題だとして、そういうものの撤廃を言う声が大変強くなつてきてている。同時に株式会社というものの農業参入、これを自由にしろという声が今大変強くなつてきていますね。

この前の農地法の改正で、株式会社が農地法の中でも農業生産法人として認められている。さらにこの前の経営基盤強化法の改正で、従来は特区にだけ参入を認めていた一般株式会社のリース方式での農業参入を全国化しましたね。株式会社が特定法人として参入できる地域というのは、特区で耕作放棄地あるいは耕作放棄になるおそれのある地域として、市町村長が指定する地域に限られています。それがこれは賃貸によってですけれども、特区でなくともやれるという制度改正になりました。しかも最近の動きで見てみると、これは非常に問題になりますね。一つは地域を、耕作放棄地及び耕作放棄になるおそれのある土地を市町村長が指定するということであるにもかかわらず、自分のところの管轄の区域、全域をその地区指定にしたところが今まで二〇〇町村ぐらいあるんですね。地区指定を終了した町村の半分が市町村の全地域を指定地域にしている。ということは一般農地であろうが何であろうが、株式会社がやりたいといって來たらどこでも特定利用権の設定をりますよと

いう話にだんだんなりつつあるということなんですね。しかも今度の予算の組み方などを見ますと、農政のほうもそれを推進しようというのでしょうか、参入企業を五〇〇ぐらいに増やす。そのためにはたとえば初期投資について、やはり企業といえども初期投資の負担は耐え切れないということで、特別な融資枠を設定するとか、あるいは耕作放棄地を農地にするには開墾投資をやらなければならぬ。開墾投資の投資助成をやるとかのために数十億の予算を組んでおります。二〇億近いお金が確かに組まれているはずですが、そういうことを要求している財界のほうでは、本当に企業としてやれるのかということを考えてみると、そのためには低賃金労働力を確保する必要があるから、外国人労働者の雇用を自由にしようではないかという要求もそれにくつづけて出るという形になってきているわけです。

それからもうひとつ、これはもう一ヶ月ぐらい前になりますが、朝日新聞が一面全部を使って世界の穀物需給が相当逼迫してきているということを流しました。魚食文化も世界中に普及してマグロのセリ負けというような事態も起きてきている。穀物需給が逼迫してくると穀物も、国際市場で手当てできなくなるのではないかとうことを心配して出してましたね。それなら国内農業振興をやって、自給率を高めましょうかと思つたら、結論は違いましたよね。結論は、今のうちに穀物輸出をやつてくれているオースト

ラリアなんかと、安定供給の契約を結ぶということをやるべきであるということです。もういよいよ国内農業はこれで捨てる。朝日新聞なんかも主要な論旨というものを、国内農業の放棄という方向に向けてきていくと見るべきなのでしょう。土幌農協のケースを見て、問題になつてきた一番大きな要因の契約書の問題に関しては、あれは良くないということで土幌農協自体が改めていたわけですね。それを、報道ですと古い契約書にそのままのものが残つてているというようなことを問題にしているということがありました。こういうことは止めましたということをはつきりしたにも拘わらず、それを取り上げて警告というような措置をとるということは、ずい分意図的なやり方であつて、公取としてはあるべきやり方ではないと思うんです。ああいう警告という形のものがどんどん出されるようになるのは、今農協の運営のやり方というの非常におかしいんだという一般認識を持たせるところに狙いがあるのかなという気がしてしまふがないんです。けれども、そういうものを打ち破つていくためには、教育というものを裏打ちした専属利用契約という形で、農協らしい事業を仕組んでいくことがどうしても必要になつてきているのではないかと思います。

最後に、先ほど農地制度の話をしましたが、特にこの点が私は気になつております。この前の経営基盤強化法の改正が終つた時、農政審議会の専門委員でもある経団連の専務理事が、「これでひと勝

負終つた。二、三年リースでやるけれども、その後は所有権も」ということをはつきり要求しているわけです。これについて、農水大臣が替りましたが、前の大臣の時に副大臣が中心になつて経営基盤強化法が変わつたばかりであるにも拘わらず、改めてまた農地法改正問題を、省内で局長を全部集めて議論をやつしているということがありました。株式会社に農地を自由にさせるという方向がもつと強く出てくるのではないか、そういうものをやりやすくするためにガードになつている農協を先ず潰すと、ここのこところに今の狙いがしほらされているのかなという気がしてしようがありません。農協が潰されれば企業にとつてはビジネスチャンスが広がるというの、今裁判になつていてるホリエモンさんが公言したんですね。『ダイヤモンド』の対談の中で、農村というのは非常に魅力のあるマーケットだと。しかしそのマーケットを農協が押さえ込んでから入つていけない、農協のガードが薄くなればビジネスチャンスが広がるということをホリエモンさんが言つています。おそらくその狙いというのは、ホリエモンさんが端的に言いましたけれども、私は財界の共通の認識になりつつあるではなかろうかと思うんですね。神武以来の景気というのが続いているということになっているにも拘わらず、企業の収益は上がるけれども、——企業の収益が上がった時には、神武景気の時もそうですが、景気が良くなれば賃金も上がるというのが当たり前だつたんですね。しかし現在は景気が良くなる一方で、

トヨタなんかは史上空前の利益を計上しているにも拘わらず、労働者の賃金のほうは上がつてないかというと上がつていないですね。横浜国大の田代さんは、八〇年代は不況から好況に回復してきた時には、事業収益が高まつてくると同時に賃金も高まつた。しかし九〇年代に入つて事業収益が回復しても、賃金は上昇しなかつた。さらに二〇〇〇年、二一世紀に入つてみると、事業収益が回復しても賃金は逆に下がつているというのが今の実態だといつています。そういう状況の中で、グローバル化のなかでシビアなビジネスチャンスを農村に求める、土地に求めるということが非常に強くなつてゐるのではないか。それが今農協へのこういう形になつて出てきてるというのではなくて、それが対してどう抵抗するか。我々は協同組合事業というのを何のためにやつてているんだ、どういう意味でやつてているんだということを組合員に十分に理解してもらう。教育をやりながら、協同組合らしい事業スタイルをつくり上げていくことが、今必要になつてているのではなかろうかと思います。

大変雑駁な話で恐縮ですが、以上で私の話を終りたいと思います。

(拍手)

<資料>

私的独占の禁止及び公的取引の確保に関する法律(1947年4月施行)

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

- 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 4 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
- 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない。

- 1 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 2 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は退会することができること。
- 3 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 4 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

農業協同組合法(1947年11月施行)

第9条 組合は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下この条、第72条の8の2及び第73条の10の2において「私的独占禁止法」という。)の適用については、これを私的独占禁止法第22条第1号及び第3号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第19条 組合は、定款の定めるところにより、1年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用するのを拒んではならない。

質
疑
応
答

黒澤 今先生からご講演をいただいて、通常ですとここで若干の休憩時間をというところなんですが、鉄は熱いうちに打てということもありますので、休憩をとらないで早速フロアの皆様方と質疑あるいは討論の時間にしたいと思います。梶井先生のほうから、独禁法違反に問われた農協等の事例のお話とか、財界の体質と言いますか変質問題等について、その裏にある部分というのをお話していただいたのですが、フロアの方々からもう一つ踏み込んだところの先生のご見解をお聞きになりたいというようなことがありましたら、活発な質疑等をお願いしたいと思います。どなたでも結構です。今日は約一五〇名の方々の参加を得ておりますが、ぜひ確認したいことがありましたら手を挙げていただきたいと思います。遠慮なされると、司会進行役が困ったことになりますので、ぜひお願ひします。

この司会の席から目についた方々で、最初に口火を切つていただきたいという誘惑にかられるわけですけれども、どなたかおられないでしようか。きたそらち農協の黄倉組合長が最前列で話ををお聞きになつていますが、黄倉さんぜひお願ひします。

黄倉 先般、生産現場までおいでをいただいた時にちょうど留



守をしておりました。そういう意味で今日は先生のお話を聞きたいたいということで、出席させていただきました。生産現場を感じていることを申し上げます。じつは先般、経団連の立花専務と私ども空知の組合長会がお話をさせていただく機会がありました。この時の印象を言いますが、立花専務は農業はやはりきちっと守るべきだ、農村社会は豊かになるべきだとお話をされました。六五歳以上の農業者が二〇〇五年の農業センサスで五八%を超えたという中で、産業界・経済界が農業に役立てるものはたくさんあるということは、先生がおっしゃったいろいろなものが背景にあります。それは効率的に合理的に運営をし、経営していくことが基本になります。

ここで私どもがぜひ先生も含めて、日本の農業に心血を注がれている皆さん方が、ぜひ産業界・経済界に積極的に提言をしていただきたいことがあるわけです。経済界は技術革新というたゆまなき努力での品質管理、これも世界に冠たるものがありますよね。これが日本の経済・産業を押し進めてきたと思います。農業に対しても、同じ見方をされているのではないかという感じを私は強く受けております。即ち、食べ物については物かいのち（生命）かという、これが明確ではないかと。これは社会全体にそう感じます。食べ物が物であれば、合理的に効率的に運用し経営するということについての力は發揮できると思います。しかし食べ物はいのち（生命）ですから、そのいのち（生命）という立場での品質管理、私は

生産状況の品質管理という言葉を使わせていただいていますけれども、私どもは先ほど先生がおっしゃった産業組合・農業会・農協、組合員が一体になつて取り組んできた生産状況の品質管理というのを山・土・緑に支えられた、力のある豊かな水を守つてきた。誇りある土を伝承してきた。農業者は、生きる人のいのち（生命）を守る。食べていただいた人のいのち（生命）を守る、健康を守るために役立ちたいという魂を磨いてきた。重ねて意欲ある坦い手、ここが一番大きな課題になつていますけれども、これが具備されて初めて農業の価値、食べ物の価値というのが持続できますよね。産業界・経済界に見る品質管理と、生きるために不可欠な食べ物という品質管理の基本に大きな溝があると思います。

私が驚いたのは、農協ビルと日経連の会館が道路一本隔てただけで、どうしてこの溝が埋まらないのか。生産現場で本当に驚きました。本当に話をされているのか。産業界・経済界の農業に対するもの考え方、批判、そして参入させるということは、あそこの道路一本隔てただけでなぜこのことをきちっと産業界・経済界に伝えられないのかということをほとほと感じました。私は今の法律で定められております安心・安全というのは、生産過程と行程や流通販売過程と行程の品質管理が主ですから、今言う生命産業、いのち（生命）を守るという意味での品質管理の溝を埋めていかないと。先般日経新聞に、経済界が農業に参入する段階では、不耕作地・不



適地、儲からない所しか斡旋しないではないか、これは不当だと書いていますよね。私は冗談じゃない。四七〇万㌶の優良農地は誰が守るんだということです。ここを報道がきちつと捉えていない。そのことに対する反論もない。これはぜひわれわれ農業者、生産現場で命をかけてますから、農協経営は一生懸命やる仕事であることは間違ありません。しかしその面も先生の大きな力のある立場で、ぜひ品質管理と行程の溝を強く訴えていただきたいと思っています。今農業政策で、市場原理という言葉がいろいろなところで出てきますけれども、これは農業を押し進める、地域農村社会を豊かにすることとは違うという認識に立っています。この点、私どもは食べ物はいのち（生命）だという思いで組合員と一緒にになって、手と技術と心を尽くす農業と農協運動をこれからも展開していきたい。しかしこの溝を何としても埋めていかない限り、我々の生産現場も崩壊の一途になる状況はあると思います。現場で一生懸命頑張りますので、お力をいただきたいと思います。

黒澤 提言の部分に関しまして、司会のほうから言い替える必要はないと思います。道路一本の幅というのが、幅は狭いけれどもその深さは計り知れないという部分があるのでないかということも含めまして、第一線の組合員を率いて今の厳しい環境にある稻作農業地帯で頑張つておられる黄倉組合長のご意見でした。先生から

ぜひリコメンツをいただきたいと思います。

梶井 まったく同感でして、大分前に「国際化に対応した農業問題懇談会」というのを、東畑先生などが元気な頃にやっておりました。その時も今ほどではありませんけれども、もつと農業の門戸を解放して、輸入を増やしたほうがよいのではないかという議論がずい分あつたのです。だいたい七〇年代にやつたのですが、その頃は私も経団連に呼び出されまして、どう考えるんだというような議論をしました。その頃、立花君は事務局の一員で、私は大分、立花君を教育したつもりでしたけれども、最近はほとんど会つております。その頃は、まさに命を育む糧としての食料という意識はまだ経団連にもありました。今、立花君などはその気が非常に弱くなつてゐるのではないかと思うんですね。そういうのはいくらでも手に入れるんだよという方向に傾斜してしまつてゐると思うのです。それに関連して金さえ出せばいくらでも手に入るんだよというふうなことを市場論者はよく言うけれども、本当にそう確信していいのかという点が非常に問題になつてくるのです。

この前私が経団連の方にお話したことですが、もう終つた話ですけれどもウルグアイラウンドの交渉の時に、交渉も終りに近くなつてから、日本がなぜ基礎食料の自給問題にこだわるかということについて、日本政府が出したステイトメントがあります。私は今本当

は農水省の方々に「あのステイトメントをもつとよく読みなおしたらどうだ」ということを言いたいんです。ステイトメントの中で何を言つたかということを言いたいんです。食料の安定供給という点に関して言えば、これはどうしても国民の命に関わる問題なんだから、それについて政府が責任を持たなければいけないというのは、どこの国の政府でも同じだ。しかし何も国内自給で何とかしなければいけないということではないのではないか、安定輸入ということでやればよいではないかという説が一つある。そしてそういう点に関して、「私の国がその安定供給の責任を負つてやる」ということを申し入れてくれていてある国もある。そういうことが、日本政府のステイトメントの中に書いてあるのです。それはアメリカなんです。アメリカがこのウルグアイラウンドが始まる前に、アメリカの議会の農業視察団が来まして、そこでそういう話をして帰つているのです。

それを踏まえていたんでしょうけれども、ウルグアイラウンドの時の日本政府が出したステイトメントの中で、そういう申し入れをしてくれている国もあるけれども、その国もいざ不作で自国の手当が思うようにならないという時にも、約束を履行してくれるかどうかということについては保障の限りではないとそう書いてあるんです。現にガット規則の中には、輸出国はいざという時には輸出をストップする権利というものがガット規則上、今でも残つてゐるわけです。現在でもあります。そういうことがある以上は、全面的に

安定輸入というのを信用するわけにはいかない。だからどうしても、基礎食料的なものは国内で自給して頑張つていくんだということを、日本政府はその時に言つていました。そういう日本政府の声明のあることを経団連は十分知つてているだろう。そのことをあなた方はどう考えるのかというのを聞いたんですけども、彼らから答えは出てきませんでした。安定供給ということについて、そういう約束は信用できないということを今さら言つても始まらないよと。これだけ国際関係が張り巡らされている中で、そういうことはできなくなつてきているのだからいいのだというようなことしか言いません。自給率を問題にする時に、何も平時の自給率を何%にしろという

ようなことが問題になるのではなくて、どんな時でもいざとなつたら国内農業でカバーできるという体制を保持していくくことが一番大事なのであって、そういう点を経団連が無視するということになれば問題であるということは、経団連の方々とよく議論しているんです。しかし、そういう議論はこの頃はあまり受け付けないみたいですね。

ね。それに対していつたいどうやつて立ち向かっていくか、これが非常に大事なところだと思うのです。やはり命を支える糧なんだ、その最低限はどんなことがあっても確保する。その品質面でもいつたいどういうふうに良い物を維持していくのか。そこに問題がかかつてているということを、機会あるごとに言つているつもりなんですかれども…。

黒澤先生、先ほどの黄倉さんのお話の中に、今組織的な討論する場が整つていないという部分がありました。北海道から財界の変質あるいはその現象面として出てきた独禁法に関わつての農協事業に対する攻撃という部分で、北海道だけに限らないと思うのですが、農業を主体にして展開している地域からそれに対する反論の展開みたいなものを、どういう手順なり進め方でやつていくべきかと

僕の言うことなどは先刻ご承知なんですけれども、かつての土光さんが良かったたというわけではありませんけれども、あの頃のような最低限の国内農業の保全、最低でもこれだけの食料は確保しなければいけないという気概がなくなつてきているというのは事実ですよ

梶井 僕はぜひこれを機会に北海道からやつていただきたいと

思なのは、公取が今農協に適応すべきいろいろな問題事項を整理しているわけです。今までいろいろな業界に関して、公取のほうで独禁法違反というか独禁法に抵触するような問題事項を整理したのが、業界別に言うと十くらいあるはずです。その中に今まで農協関係はなかつたのですけれども、今度農協関係に手をつけるとすればそこどころで、農協の今の事業のあり方、組合員活動を踏まえて系統組織として積極的に意見を出すべきではないか。公取がいつたいどういう整理をしようとしているのか。その議論に参画して、農協が対応すべき独禁法上の留意事項についての意見具申、そういう討議に参加してふんばるところはふんばることを組織的にやつたらよいと思うんです。全国的には全中などに対応してもらわなければいけませんし、事業団体で言えば全農などは直接に関係するわけですから、全国連の中でも、公取のほうで農協に適用しようとしているいろいろな独禁法上の問題事項の整理に、こちらのほうから乗り込んだほうがよいのではないかと思うんです。向こうが出てくるのを待っているのではなくて、それをぜひやつていただきたいと思います。

私が先ほど挙げました独禁法に引っかかつたような事例というのは、公取に行けばすぐ出してくれますから、その資料をつぶさに見て、連中がいつたい何を問題にしようとしているのかというようなことを掴んで、ガイドラインをつくるのに、むこうにつくらせるの

ではなくて、こちらから積極的にそちらに乗り込んでいくくらいのことをやつたということのほうが良いのではないかと思うんですね。それはさつきの専属利用契約などの活用という問題とも絡んできますので、ぜひ北海道からこういうのはどうなんだという形の問題提起をやって、それを全国連などでも問題として取り上げさせると。そういうふうに進めたらどうなんだろうかと思うんですけれども。

黒澤 公取で農協事業に関するガイドラインを作る動きがあるが、これについて日本の農業団体全体としてのきつちりした整理をして、むしろ先手を取るべきだと。そこに北海道も参画するべきだというようなご意見のように受け取りましたが、このことに関連してフロアの方々からご意見等がありましたらいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

黄倉 公取の竹島委員長とは、毎年一度いろいろな意味での懇談をさせていただいていますけれども、三年前に公取は農協には入らないと言つていたんですよ。土幌に入られて私はびっくりしているんですけども。ただ全農に関しては極めて問題ありという認識には立つておられたんですね。ホクレンはどうですかということは別として、系統事業についてはいろいろ問題意識を持つておられましたけれども、きちんと生産を基軸にした農協には入るべきではな

いという認識に立つておられたんですが、ここら辺の変化というのはどういうことなのかなというのが一点と、もう一点は生産組織、これは先ほど先生からご指摘いただきましたけれども、栽培協定・技術協定・選果基準協定というものを、きちつと整備をすることによつて問題はないという判断をしながら、私どもの現場では取り組ませていただいています。以上、前段の部分でお話いただければと思ひます。

梶 井 そこのところは私あまりよくわかりません。多分、全農

などに対するいろいろな問題というのは、全農それ自体の事業者としての問題というのもありますけれども、より多く事業者団体としての場合は、大いに問題になる点だろうと思うんですね。特に全国組織などの場合でいろいろな小会社をたくさん持つていて、それぞれが一つの事業体として動いていて、全農それ自体が事業者団体みたいな性格を持つていて、そういうような場合には、問題としていくらでも取り上げ方があるんですね。ですから、全農にはよつちゅう睨まれている点がありますから、ただ単にコンプライアンスという話ではなくて、今の不公正な取引、あるいは不当な扱い、不正・不公正というものにどういう事業方式が該当するのかといふ点について、全農自体が常に勉強する必要があると思います。

今までケースとして取り上げられたケースに関して言えば、全農

の場合、先ほど麻袋事件を取り上げましたけれども、ある意味でいとあればだけ全農が購買事業での絶大な供給シェアを持っているという点からいえば、ちょっとしたことをやれば必ず引っかかるんですよ。私は全農の麻袋事件などは明らかに組織として鈍感でしたし、ダンボール箱事件などの場合はあの報告を見ますと、これは公取がやるのは無理ないねという感じを、私たちでも持つような中身でした。そういう点については、全農自体が全農の事業方式それ自体を反省する必要があるし、皆さんのはうからもその点を詰めてもらわなければいけませんし、やる必要があると思います。

前は単協がやっていることは、ほとんどが不当行為・不正行為としての問題でいうべき、融資に関連して何とか条件を付けるというケンカがほとんどなんですね。そういう事業の進め方については、やや迂闊な面がありますね。こういうケースは当然独禁法違反に引っかかることは、独禁法で問題になるような事項というのはどういうことなんだということが各単協の事業者に徹底さえしていれば十分に防げる。引っかかるいで済むはずの問題だと思うんですね。公取が問題にしたのは、今までほとんど融資について条件付きでやつたというケースですね。前はうつかりやつたという場合もあるのですが、これだけ事例が積み重なってきて、パターンがもう決まっていきますから十分対応できるはずだし、その点は各单協とも気をつけるようになつてきました。ひと頃そだつたわけです

ね。それがここへきて、僕は合併によつて事業方式の取り組みへのシビアさというものが、合併農協の中ではちよつとルーズになつてゐるのではないかと思うんです。そういう点がいま突かれてきてるといふ氣がするのです。

公取 자체가積極的になつてきたというのは、僕自身どういうふうな背景があるのか、一般的な背景以外はよく分からぬいんですけれども。

黒澤　ありがとうございました。今のお話で、従前の公取の介入という部分についても、ある意味ではケアレスミスみたいな形で、その公取を呼び込むような不注意な部分もあつたということです。もう一つは、本質的にケアレスの問題ではなくて、意図的な農協の事業方式なり事業展開そのものに関して公取がターゲットにしていると。その二つの側面があつて、ケアレスの部分に関連していると最近はかなりそれぞれ単協レベルあるいは連合会でも気をつけるようになってきたから、そういう部分は極めて少なくなつてくるであろうというようなご見解かと思います。その他に単協自体の事業展開と連合会の事業の部分とかなり違つた側面があるのでないではな

いる部分で違ひがあるのではないかということでした。そういうことについても先生が何かご見解をお持ちでしたら、連合会・単協の事業体としての性質あるいは事業展開について、お考えになつている部分があつたら伺つておいて欲しいというお話をありましたが、先生いかがでしようか。

梶井 それに関連する問題で一つ念頭に置かなければいけないのは、不当にという時にはマーケットシェアが関係するんですね。販売・購買などでシェアをどの程度持っているかということとの関連の中で、同じことをやつていても問われない場合もありますし、不當になる場合もあります。マーケットシェアが非常に高い主体がやるとすぐに引っかかる。ですから連合会などの場合には、単協などに比べれば、販売にしても購買にしてもはるかにマーケットシェアが高いわけですね。ですから連合会などがやつたものについては、単協がやつしたものよりも不當に影響力が大きいということふうな形で問題にされることがあるわけです。連合会として注意しなければいけないのは、その問題があるということですね。そこが単協とちよつと違うところです。

いかというのは、今日午前中に私どもの研究所の幹事会をやりましたところ、現場の農協の参事さんや部長さん方から、連合会で論議されている部分と単協が組合員の事業展開に関わってやろうとして

もう一つは、連合会の場合、事業者としての側面と事業者団体としての側面と二つあるわけです。ここにところあまり第八条違反に問われることは出てこないんですけども、各単協を集めて一つの

事業を相談して、一定の事業報酬を決める、当然協議に参加した方々には拘束力を持つ。へタをしますとその拘束力を持たせる形のやり方が第八条違反に問われかねないという問題があるわけですね。やはり話し合いでやつたからには拘束力を持たせる。持たせるといつてもこれは強制ではないよということ、そのところははつきりしておかないとよくない。話し合いで、みんな一緒になつてやろうではないかということを議論するのはいい。しかしそこで強制的になるようなやりかたは極力避ける。避けないと、そのところは事業者団体として問題になることが非常に多くなつてくる。連合会あるいは全農などの場合でも、これからは八条違反に問われるケースというのが、向こうがやろうと思えばそれに引っ掛けるというのが結構出てくると思うんですね。

黒澤 ありがとうございました。フロアの方で今の論議に関連あること、あるいはそれ以外の点でも結構ですが、ぜひご発言をいただきたいと思うのですが。三島先生お願ひします。

三島 現在、名寄市立大学おります三島と申します。今第八条の第四項に関わつて二、三年前に体験したことをお話します。今稻作地帯では法人化がどんどん進んでいますよね。法人化が進めば当然自分たちで売りたいという動きが強まつてきます。二、三年

前の米価が安い時に、農協・ホクレンを通して売るよりは、直接卸しに売つたほうが一、三千円の手取りの差があるという実態がありますね。それでその法人では直接その卸しに売つたわけです。そうしたら当然その単協では手数料が減りますから、売るのは認めますがその手数料を払えと言わたということを私に訴えた人がいたんですよね。今日改めて八条の三、四項を見たら、構成事業者、これは農家組合員のことですが、その農家組合員の機能または活動を不当に制限すること。これに先ほどの農協を利用せよという、手数料を増やすということは農協を利用するという圧力ですから、第八条四項に該当するのではないかという気がするんですよね。そういう実態があつたわけなんですねけれども、これはやはり独占禁止法に引っかかるのかなという気がするんです。それについての先生のご意見をお聞きしたいと思います。

黒澤 一般的によくあり得る話だと思うのですが、ぜひお願ひします。

梶井 手数料を出せというようなことをやりますと、これは明らかに独禁法違反になりますね。

黒澤 今の問題に関して農協運営サイドに立つておられる方でどな

たか、新小樽の佐伯常務如何ですか。

梶井 今の問題に関連してもう少しお話します。これから抱き合わせ販売ということで引っ掛けられる可能性が出てくるという危険性が出てくると思うんです。特に米などについては、評判の良い米を持っていると同時に売れ行きの悪い米もあるという時に、この米を買つてくれるんだつたらこの米も一緒にとつてよということをやれば、明らかに抱き合わせ販売でこれはやられますね。そこのところは販売契約をする時によく注意しておかないとうまくない。逆に抱き合せ的なんだけれども、これがワンセットになつて一つの商品価値を持つという形に仕組めば、それはそれでよいんですね。しかし、ヘタをすると抱き合せという形でやられる危険性というのは多分にあると思います。

佐伯 現実問題でちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、私ども農協の事業主体で対応しているものがあります。たとえば販売物、私どもは果樹・園芸が主体ですけれども、そういう事業を導入して品質の良いものを導入しようとした時に、販売物を農協に出してくださいということをお願いしています。文章では出していくませんけれども、それを公にすると独禁法違反になるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。



梶 井 農協が一定品質のものを販売していくために、それを生産者と協定して作つてもらう。それを農協に出してくださいとお願ひする。そのこと自体は全然独禁法違反ではありません。お願ひしたにもかかわらずやらなかつた方に対してもらかのことをやつたら、これは引つかかるんですね。販売契約を結んだのに、販売契約違反をやつたとき他のほうでしつ返しをやるとかというようなことをやれば、これは拘束条件付き取引ということで明らかに違反になつてしまひます。しかし、こういう品質のものを作つていこうではないか、そのためには共通した資材を使つて品質を揃えていこうではないかという協定をやつて、そういう品質はなるべく販売を有利にするために、組合で一本で売ろうではないのということでお願ひすること自体は全然独禁法に引っかりません。これは農協の正當な共販事業ですから、そこまで踏み込んで問題になつていつたら、これはまさに組織を上げて喧嘩をしなければダメですね。そういうことをいつてきているやつに対してもすぐに反発するということじやないと。

佐 伯 それともう一点、六ページの十一行目に、先生が一番問題なのは自給率が低下して日本の農業が荒廃ということについて、農政がどうにもそれでよろしいのではないかと。これは農林省もそういう考え方、要は株式会社の農地利用制度になつて、先生はそうで

はないと思いますが、農協が自由競争を抑え過ぎたために日本の農業が発展しなかつたということも、一部は聞いておりますけれども、ここで言う農政も連合もそれでよろしいというのは農林省もそういう考え方だということでしょうか。ちょっとと確認したいと思います。

梶 井 農水省は、逆立ちしてもそんなことを考えているとは言いませんよね。しかし、今農水省がとつていてる施策を見ますと、どうもそう考へざるをえないという面があるんですね。たとえば、今までの担い手政策で頑張つていつてカバーされる農地面積はどれぐらいいだよと言つた時に、五割いけば上々だというような話をしていたわけでしよう。だつたら後の五割はいつたいどうなるんだよと。そうなれば当然自給率の低下になつてきますし、そういう点について今度の担い手安定政策の進め方というのが、自給率の問題なんかはどうなれば飛ばしちやつて議論をやつてゐるのではないか。そういう点が非常に心配です。特に私が一番気になるのは、担い手という形で限定して一生懸命乳母日傘で育ても、必ず一定量は落ちちゃうんですよね。今までそうでした。価格条件が非常に良い時でも、たとえば都府県で五鈴以上になつたような農家の方が、センサスのたびに五年間の間に二〇%ぐらい下に落ちちやつてるわけです。しかしながら、農産物の価格条件が良かつたですから、二鈴、三鈴の人たちが、俺は頑張ろうというので意欲を

出して、上がつてきていたわけです。上がつてきた結果として五飼以上が増えていた。それが今度は認定農家でピン止めしてしまって、それ以外は対象外よということで低農産物価格下に裸で放り出される。放り出されたら上がるというファイト持つ人がいなくなるでしょう。しかし、今まででも五飼以上経営の二〇%ぐらいは何らかの事情で経営縮小しているわけです。たとえば働き手が怪我をしたとか、病気になつたとか。当然それは経営縮小にいかざるをえない。

今までの統計で見ますと二〇%ぐらい確実にそうなつてはいるんですね。今後はそれが仮に半分になつたとしても、一〇%ぐらい落ちるかも知れない。それをカバーするものがどこに出てくるか。今度は出てこないわけです。出てこないということは、本格的に農業をやつてもらえる人がどんどん少なくなつてしまふということです。自給率の問題を本当に考えていたらこんな政策はとれないはずだと思ふんですね。

黒澤 独禁法の適用除外やら不公平取引に関わつての、かなり細かい問題から自給率の問題にまで話題が行つたり来たりする部分がありますが、先ほどの黄倉組合長のお話の中にもありました生産技術協定の部分に関わつて言うと、先ほど先生がこれは独禁法違反にはならないと言つていた中で、今回の士幌にも若干関係があるのかもしれません、ある特定の技術方式で肉を肥育するといった時

に、その肥育に使う餌はこういう餌で統一したいなど。その統一した餌が農協が使つている系統の餌であるということを技術協定の中で言つた時に、技術協定を遵守するということ自体はその系統の餌を買うということになりますね。ですから暗黙のうちにこの餌を使つという部分の強制力が働いていないかといふような指摘がされるような怖れはないものなんでしょうね。

梶井 これしか使つてはダメよと書いたら明らかにそうなりますよね。しかし、銘柄としてはこれだと。これ相当の品があるんだつたら他でもいいんだよということであれば、いつこうに構わないわけですね。特定の銘柄でこれを使えといふような形でやるのは、ちょっと問題が出てきます。第一関門として、技術協定で一定の品質を揃えるためにはこういうアレでこうやろうということになつて、みんなの意志統一してやつてはいるんだと。この大前提があれば、まず第一関門としてみんなの合意の上でやつてはいることなんだということで一つはクリアされるわけですね。その中で特定の資材が仮に指定されてあつても、この品質を保証する銘柄はこれだよと。これと同等のものが、これは使えるということをいつていればいつこうにまわないとということですね。

黒澤 現実に生産現場で課題になるというか、不注意によつて

批判を呼び込まないという意味での工夫がいろいろ必要ではないかと。当然それは農協がやっていることで組合員のためにやっているんだから、少々他の分野と違う言い方が許されしかるべきというようなロジックは通らない側面も出てきているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

梶 井 私はむしろ営農指導などで、こういう一定の技術協定に基づくこういうのをやろうじゃないかという指導でそういう合意ができるがつてくる。そして組合員のグループの意思として、こういうことをやろうじゃないかというのを自主的に決めていく。それが先行していれば、後はほとんど問題にならないですね。

黒 澤 北海道では多くの農協で、青果にしても畜産物にしても、部会の活動というのは実際上農協の生産活動をコントロールしているわけですから、その部会が自主的に生産技術方式を選択すればよいということでしょう。

梶 井 それは営農指導を受け入れて、それで先行して農協のほうに営農指導がきちんとあつて、それを皆さん協議した上で受けるということであれば問題ないかと思いますね。

黒 澤 ありがとうございました。独禁法の適用なりそれから発生する諸々の課題等について、フロアの皆さんに再度確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

太田原 私は公取かどうかが北海道に入る予感はしていたんですけど、それは今回のような形ではなくて、先生のレジュメの一番最後にありますけれども、信用共済の話の時に信用事業と経済事業の経営問題が槍玉に上がりましたよね。そういうことでいうと、北海道の農協ではクミカンというのがありますて、これが狙われるのではないかという気がしていました。ところが土幌農協というのはクミカンをやつていらない数少ない農協で、最初から狙いが別だったのか向うの狙いが外れたのか、この辺がよくわからないのですが、いずれにしても北海道ではおそらくクミカンというのがかなり公取の問題意識にもあるのではないかと思っております。クミカンについては、今までにもいろいろな議論がありまして、議論し尽くされたような気もするのですが、一面では農家にとっての事実上の生産物担保金融として大変機能しているということと、農協から指導金融という、だいたい営農指導、それから經營指導もクミカンの数字でやっています。また、クミカンの数字でだいたいの經營内容が?めるというくらい、農協と農家の取引が密接だというのが北海道の特徴なんですね。そういうところで、このクミカン問題について今日

の主旨からいつて先生はどんなふうに見ておられるのか。あるいは、気を付けるということがあれば教えていただきたいと思つています。

梶井 クミカンはそんなに詳しくないんですけれども、私たち

が一般的にクミカンで受けている印象は、相互信用の一つの典型ということです。組合金融のあり方から言えば、一番模範的なやり方ではないかと思つてゐるわけです。このクミカンの中で処理されることによつて、個々の組合員の事業活動が制約を受けるということがその中から出でてくれば、それは問題になつてきますよね。事業活動に関して組合員の方々が、俺はこういうことをやりたいと思つているけれども、クミカンの中でやることになつてゐるもんだからできなかつたということがあれば非常に問題ですけどね。そういう具体的な例があるのかどうか。むしろ府県の方でも本当に相互信用としての徹底を求めていくのであれば、クミカンのような形の勘定形式を一つセットしておくことのほうが、農協らしい事業活動のあり方として好ましいのではなかろうかと思つてはいるんです。しかし、この中でその勘定を使うことに伴つて、他の購買なり販売なりのところで一定の条件が付いてくるというようなことになつてくれば非常に問題になつてくるわけですね。そのところを注意さえしていれば、私は問題ないのでなかろうかと思つています。

黒澤 よろしいでしょうか。今日生産農家の方もお見えになつていますが、岩見沢の倉地さんはクミカンに関わつてのご意見などござりますか。

倉地 クミカンについて、自分の経営の事業展開の中で不都合が生じるという経験は、幸か不幸か今までありませんでしたので、あまり心配しているところはなかつたんですけども、今梶井先生がおつしやつたように一面では組合員にとつては大切な金融システムであると認識しております。クミカンについてはその程度です。

黒澤 陸別の畠野さん、何かありますか。

畠野 十勝で酪農をやつてゐる畠野です。僕も倉地さんと同じように、クミカンに関しては不自由なく使わせてもらつてゐるほうなんですが、一歩間違えれば一年間に掛かる経費がその中で賄われていないと。そんな時はどうしているんだと一時言われたこともありますよ。どこから取引しているんだと。こつちからだと。何でだと言うから農協が高いからだという形でそこは切り抜けたんですけども、そういうことがこれから農業者の取引がどんどん減つてくれれば起こりかねないのかなとも思つてゐます。

黒澤　ありがとうございました。ではクミカン問題はこの辺にしまして、その他の点ではいかがでしょうか。組合員と農協の関連で、事業展開の中で多様な対応を知つておられる農協活動の代表として美瑛の北野常務がお見えになつていますので、独禁法絡みで何か課題がありましたらお願ひします。

北野　JAびえいから参りました北野です。今日来ましたのは、

私ども経済事業をやつている中で独禁法と十分関わりがあるので、ないかというところで、二、三確認させていただきたかつたのですが、ご存知のように営農指導事業を当然どこの農協もやつているわけであります。その営農指導に係る経費というのが非常に莫大なもので、それと農業振興に対する振興策についても農協の経営の支出として大きなウエイトを持つわ甘であります。その原資となつているのはあくまでも組合員の農協の利用度合いによつて出てくる果実であります。この原資を財源として営農指導、農業振興を図つております。私どもとしては士幌で言われるところのリース事業の中に、信用の融資を重ねて組合員の理解を得てしているところです。

これはどこの農協も、大小の差がありますが行つてている行為と思ひます。

もうひとつは私どもでは、購買事業ではだんだんと平等から公平の原則に則り、人口利用をすることによる奨励策をとつております。

これは単純に経済行為の中から出てきているんだということで、私どもはやつてているわけですけれども、こういう行為が独禁法に触れてくることになると、実際にそれらはどうするんだということですが、今日、梶井先生にお聞きして思いましたことは、やはり担い手を中心とした教育を徹底することによつて解決できるのではないかと思いました。今日は良い日だと思って私は帰ろうと思っています。

今の若い人の農協に対する農協のあり方の教育が少し足りなかつたのではないかと反省しております、積極的にJAカレッジに青年部員を派遣して研修を受けてもらつております。特にJAカレッジでは農協の生い立ち、農協がなぜ必要なのかという原則論を再教育して頂いております。それをやることによつてこの独禁法問題は解決できるのではないかということで、今日は非常に良い収穫となつたと考へています。課題提起の主旨に添つているか分かりませんが、私の率直な感想で恐縮です、

黒澤　ありがとうございました。では梶井先生今のお話に関してもお願いします。

梶井　一つは担い手問題に関連して大口取引の手数料を下げるとか、そういう対応策というのがいっぱい出てきているわけですが

れども、これが過度になると差別取引になるわけですね。そこが非常に問題になつてくる。取引ごとの手数料率、これだけまとまつたものについてはこうするよというようなことを、総会なり総代会なりで方針として皆さんに承認していればよいんですね。それが執行部のほうの判断だけで特定の人に対しての手数料を安くするということをやつていれば、差別取引として問題になりますよね。ですからそのところは僕は注意したほうがよいだろうと思うんです。結果として、特定の人に差別的な扱いをやつたということになるとすぐに引つかかるべきです。むしろそういうことをやるということをみんなが承認していると、大口取引になればそれだけ物流コストも下がりますし、これだけの物流差益があつていいんだよ。何も購買を集めるための優遇策としてやつているわけではないくて、物流コストなり何なり比べてみれば、小口配達に比べればはるかにコスト安になるんだし、その分ぐらいは下げてもいいんだとということを皆さんに承認していればいいんですね。そのところが勘所なんですね。

黒澤　先生からいろいろなお話を伺いし、また質疑の中で新たに知見を得たところがあると思いますが、何分にも短い制約された時間の中で全貌あるいは先生の豊富な今までのご経験なり、財界あるいは農水省あるいは研究会等でのいろいろな学識の豊富な蓄積

を、この短い時間の中では汲み取ることができませんでしたが、幸いなことにこれから後の交流会にもご出席をいただき、もう少し議論を深めたいと我々のために時間を割いていただいているので、それに期待したいと思います。論議が必ずしも十分でなかつた部分については、司会のまざさということでお詫びをしたいと思います。最後に所長の太田原のほうから、感想も含めてコメントをもらいます。閉会の挨拶は専務が致します。

太田原　梶井先生、ありがとうございました。美瑛の常務さんがおつしやつたことに私もまつたく同感です。大変明快なお話をいただいて、この問題は難しく考えると大変難しいのですが、基本を抑えるとそんなに難しいことではないと。自信を持つて対応できる。基本は教育による組合員の自発的意思の結集であるということになるとおもいますが、考えてみるとそこが一番弱かつたのかなという感じもします。今の協同組合運動、特に農協運動の一つの大きな課題が浮かび上がったかなと思つております。フロアーからも活発な意見を出していただいて、後半は黄倉組合長講演会になつたようだ感もありますけれども(笑)、日頃どこに聞いても上手く答えが出てこないようなことについて、今日はどんどん出していただいたし、それに対して梶井先生から大変明快にお答えいただいたと。大部分時間をオーバーして、先生を時間的に引つ張つぱつてしまつたん

ですが、主催者としてはその甲斐があつたと思つております。地域農業研究所も、これから研究所として何をどうしていくかということをいろいろと考えているのですが、時々梶井先生に来ていただきてこういう相談にのつていただきたい。行列のできる法律農政相談所というのはどうかというようなことがちょっと頭に浮かびました。北海道はいろいろな問題がありますが、頑張って農業生産も伸ばしておりますし、品質その他で大変高く評価される、実績を上げてきているというふうに思つておりますので、今後とも北海道についてご指導よろしくお願ひ申し上げて、感想にもなりませんが、ご挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

ただ今も所長からお話をしましたように、私ども地域農業研究所としましても、この研修会を踏まえて独禁法の適用除外と農協の対応というテーマにつきまして、農業団体のご協力を得てこれから研究に取り組むことになります。ぜひ成果を皆さんにご提示できるよう取り組んでまいりたいと思っております。本日は大変限られた時間ではありましたが、皆様の今後の活動にお役に立てばと思つております。新たな基本政策への対応をはじめ、北海道農業が直面する課題は尽きないものと認識しておりますけれども、今後ともそれぞれの地域で農業振興、地域農業活性化に努力をされいる皆様の関心に的確に応えて、明確な提言がタイムリーに出せるよう頑張つていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後になりますけれども、皆様のご健勝と益々のご活躍をご祈念申し上げると共に、当研究所に対しまして変らぬご理解ご協力をお願いして、閉会のご挨拶としたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

黒澤　梶井先生、どうもありがとうございました。それではこれまで研修会の質疑・討論も終えたいと思います。最後に私どもの専務の矢野のほうから、先生と参会の皆さんにお礼の言葉を申し上げます。

矢野　地域農研の矢野です。高い席から恐縮ですが、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は大変悪天の中、全道から多数の皆様にお越しいただきました、熱心にご聴講いただきかつ非常に熱気のこもつたディスカッションをしていただきました。そして、主催者として先ほどの所長も申しました通り、本当に有り